

会議名	令和５年度第３回板橋区地域自立支援協議会
開催日時	令和６年１月２６日（金）１０：００ ～ １２：００
開催場所	板橋区役所 北館９階 大会議室Ａ
出席者	【委員 １１名】（敬称略） 是枝会長、鈴木副会長、會田委員、長瀬委員、佐々木章吾委員、小池委員、秋吉委員、渡辺委員、藤井委員、小川委員、糸原委員 【関係課長 ３名】 渡邊予防対策課長、星野おとしより保健福祉センター所長、久保田志村福祉事務所長 【臨時職員 ３名】 志村住宅政策課長、住宅政策課２名 【事務局 １０名】 久保田福祉部長、小田障がい政策課長、國枝障がいサービス課長、障がい政策課管理係２名、障がい政策課自立支援係４名、障がい政策課障がい者活躍推進係１名
会議の公開	公開（傍聴できる）
傍聴者数	４名
次 第	１ 開 会 ２ 定例部会報告 令和５年度定例部会活動状況報告 資料１ ① 第２回相談支援部会 資料１－１ ② 第２回就労支援部会 資料１－２ ③ 第２回高次脳機能障がい部会 資料１－３ ④ 第２回権利擁護部会 資料１－４ ３ 報告事項 （１）区営住宅等の入居資格要件の改正概要について 資料２ （２）令和５年度の地域生活支援拠点等の整備状況について 資料３ （３）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討状況について 資料４ （４）板橋区障がい者計画２０３０及び障がい福祉計画（第７期）・障がい児福祉計画（第３期）（素案）に対する

	パブリックコメントと区の考え方について 資料 5 4 協議事項 板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第7期）・ 障がい児福祉計画（第3期）原案について 資料 6 5 その他 6 閉 会
配付資料	資料1 定例部会活動状況報告書 1-1 第2回相談支援部会 1-2 第2回就労支援部会 1-3 第2回高次脳機能障がい部会 1-4 第2回権利擁護部会 資料2 区営住宅入居資格要件の改正概要について 資料3-1 令和5年度の地域生活支援拠点等の整備状況について 資料3-2 地域生活支援拠点等の整備に関する令和5年度地域自立支援協議会からの意見 資料4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討状況について 資料5 板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第7期）・ 障がい児福祉計画（第3期）（素案）に対する パブリックコメントと区の考え方について 資料6 板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第7期）・ 障がい児福祉計画（第3期）原案 参考1 障がい福祉計画等策定委員会・地域自立支援協議会からの意見集 参考2 委員名簿 参考3 座席表
審議状況	1 開会 （事務局） 初めに、開会について、会長よりご挨拶をお願いします。 （会長） 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 ご存じの1月1日に起きた能登半島地震で、もしかしたら委員の皆様の関係される方などで被災されている方もいらっしゃるのではと思いますが、今一度、震災などが起こった有事のとき、障がいのある方々や高齢者の方々が

どのように対応するかということが、とても大きく大事な視点かなと思って
おります。大学の教員をしており、被災した学生はおりませんが、有事の
ときに、例えば、障がいのある方ですごく混乱される方もいらっしゃるかもし
れませんが、地震が発生したときにいた場所から福祉避難所へ行くまでに、
あるいは事業所等で被災されたときに、そこで電源が確保できるのか、予備
の服薬がそこで確保されているのか、そこで数日過ごすのであればと考える
と、そのようなところを機能させていく試みなども大事かなと考えることが
ありました。

そういう意味では、障がいのある方々だけではないので、上位計画である
板橋区地域保健福祉計画ともタイアップしながら、自立支援協議会でも障が
いのある方々の有事の対応や支援などもしっかりと議論をしていく必要もあ
るのかなと感じたところです。

ぜひ様々なセクションのお立場の方々から有意義なご意見をいただければ
と思っております。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、これより先の進行は会長にお願いし
たいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2 定例部会報告

(会長)

初めに、項番2の定例部会報告です。部会へのご提言やご質問等は、報告
事項の説明が終わった後、お時間を設けさせていただきます。

まず、資料1をご覧ください。

今回の定例部会報告については、第2回相談支援部会、第2回就労支援部
会、第2回高次脳機能障がい部会、第2回権利擁護部会がごございます。

各部会の報告内容については、資料1にクリップ留めをされている資料1
ー1から資料1ー4までの各部会の報告書のとおりです。

こちらの報告内容について、各部会長から補足や追加事項等がございまし
たら、ご発言をお願いいたします。

まず、相談支援部会長、いかがでしょうか。

（相談支援部会長）

2点、補足説明させてください。

まず、相談支援事業所の出張説明会についてです。

計画相談支援については、何年もかけて様々な立場の方々が様々な場で発信してきているところですが、この出張説明会を何度か開催してきた中で、計画相談支援が本当に着地していないということを確認させられました。反面、倒産した相談事業所やショートステイの利用のしやすさなどの情報はあっという間に広がりますが、個々の皆様には、先のことをお考えになったときこういったことが必要になるということについては、なかなか理解しきれないということを確認しております。

そのような中で、報告書にも記載しましたが、質疑の時間をきちんと持つというスケジュールを進めたところ、様々な質問をいただくことができました。個々に焦点を当てていきながら一步一步進んでいくということが大事になってくるということを実感しております。

また、福祉園等の利用者様、家族様を見ていますと、1人の方が動くとは他の方も動くということもございますので、引き続き、草の根の実践を行っていきたいと思っております。

次に、地域生活支援拠点等の整備についてです。

本日、机上に強度行動障がいセミナーのチラシを置かせていただきました。こちらは、地域生活支援拠点で掲げる専門的人材の養成に関する取組で、「広報いたばし」にも掲載するものです。実際の支援場面へ解説を加えた動画で、内容がとても充実しているものになっております。支援者向けの研修ではありますが、先ほど会長のお話にもありました、それこそ有事の際に障がいのある方がどのような行動をされるのかというところと、どんな障がい特性にでも繋がる内容になっているかなと思いますので、お申込みいただく、もしくは拡散いただければと思います。

（会長）

ありがとうございました。続いて、就労支援部会長、いかがでしょうか。

（就労支援部会長）

報告書にもありますが、次年度、障害者総合支援法の法改正の中で、ポイントが幾つかあります。雇用率が上がることのほか、ここにアセスメントという言葉が何度か出ておりますが、主な目的は、就労継続支援B型事業所で作業されている方々が本当に一般就労できないのかということです。国がめざしている様々な方向性の中で、短時間労働、要するに今まで実雇用率算定に当たっては、週の労働時間が20時間以上の方しか認められなかったものが10時間以上まで下げられる。それにより企業が短時間労働の方でも雇用していく、そのような流れになっております。まだ実施されていませんが、これにより今まで一般企業への就労というものに近しくなかった就労継続支援B型事業所、そこに就労という考えが出てくるため、就労支援センターとしても、B型事業所の意識づけをどのような形で進めていくかなど、そのような活動をこれからしていきたいと思っております。

（会長）

ありがとうございました。続いて、高次脳機能障がい部会長、いかがでしょうか。

（高次脳機能障がい部会長）

高次脳機能障がい部会は年3回行っています。第1回が支援者の情報交換会。第2回が当事者家族の応援。第3回が症例検討です。

今回は、当事者家族の応援イベントということで、当事者家族の語り、事例とその家族のストーリーというものをご家族と当事者のインタビューを交えながら行いました。また、家族の支援について、障がい者福祉センターの山口相談員からお話いただきました。

医学的には、失語症も高次脳機能障がいに入っていますが、行政からいうと、失語症は身体障がい、高次脳機能障がいは精神保健福祉手帳といった形で分かれています。ただ、両方とも重なって持っている方もいるので、第2回の第2部では情報交換会を行うなど、失語症の団体の方も呼びしております。

（会長）

ありがとうございました。続いて、権利擁護部会については部会長が本日

欠席のため、事務局から補足、追加事項等がありましたらお願いします。

(事務局)

補足事項等はありません。

(会長)

ありがとうございました。

報告内容に対して、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(意見、質問等なし)

それでは、定例部会の報告は以上とさせていただきます。

続きまして、項番３の報告事項です。

３ 報告事項

(１) 区営住宅等の入居資格要件の改正概要

(会長)

住宅政策課からの説明の前に、事務局から、今回の報告についてご説明をお願いできればと思います。

(事務局)

これまで区では、障がいのある人も、障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて、組織を超えた全庁的な取組を進めてまいりました。

このたび、障害者差別解消法における不当な差別的取扱いの禁止の趣旨を踏まえ、区営住宅等の入居資格の要件が改正されることになりましたので、主管課である住宅政策課と協議し、本協議会において委員の皆様にご説明させていただくことといたしました。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、住宅政策課の方からご説明をお願いいたします。

(住宅政策課長)

～ 資料２について、住宅政策課長より説明 ～

(会長)

ありがとうございました。

	ただいまのご報告について、ご意見やご質問等がありますでしょうか。 （委員） これまでの判断の中で、面接によって入れなかったという事例などがどれくらいあるのかお聞きしたいです。 （住宅政策課長） これまでこちらの資料に記載の要件で面接を受けて入れなかったという方はいらっしゃらないというところです。 （委員） ありがとうございます。 （会長） その他、いかがでしょうか。 私からよろしいでしょうか。入居資格要件の経緯の中で、それぞれの障がい支援区分の等級が、身体障がいの方で1級から4級、精神障がいの方で1級から3級とあり、最後に「等」と書いてありますが、これは、その等級に合致しなくとも、その人の状況等に応じて面談などをしながら考慮することもあるという意味合いの「等」ということで理解してよろしいでしょうか。 （住宅政策課長） 「等」という意味は、障がいに関係ある方以外に、例えば、生活保護を受給されている方なども含めているため、「等」という表現をさせていただいています。障がいの方の要件については記載のとおりでございます。 （会長） 分かりました。例えば、精神は1級から3級までとのことですが、身体障がいの方で5級など、重度の方はその対象にはならないという形でよろしいでしょうか。 （住宅政策課長） そのとおりでございます。 （会長） 了解いたしました。その他はいかがでしょうか。 精神の方で、例えば等級を取られ、状態が改善して手帳を取れなくなる状況になった方もいらっしゃいますし、浮き沈みがあるような障がいの方もい
--	--

らっしゃるので、その辺についてはご考慮をいただきながらご判断いただくなど、そのような余地をぜひご検討いただければいいかなと思っております。

それでは続きまして、報告事項の2点目です。

（２）令和５年度の地域生活支援拠点等の整備状況について

（事務局）

～ 資料３－１、資料３－２について、事務局より説明 ～

（会長）

ありがとうございました。

地域生活拠点等運営会議で着々と進めていただいているという段階かと思えます。全体を通して、ご質問等ございましたらお願いいたします。

特に、４番目のスライドで、昨年度の運営会議の中で抽出された地域課題や、当事者、関係者の立場からのご意見等も出ておりますので、この辺りについてのご意見や、今後、どのような方向性を持っていけばいいかといったご意見等でも構いません。ぜひ委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

（委員）

昨年１０月から赤塚福祉園で緊急一時枠を残し、短期入所事業が開設されましたが、今現在で、従来の緊急一時枠の利用者人数と短期入所の利用者人数は把握されていますか。

（事務局）

細かい数字まではこの場でご回答できない状況のため、後ほど別の形で示させていただきますと思います。

１０月から順調に稼働しておりまして、予約が殺到という状況までは至っておりませんが、緊急にお願いをしたというところも聞いておりませんので、おおむね大きな問題なく稼働していると考えています。

（委員）

ありがとうございます。

ご説明の中で、これからグループホームの法人などへも協力を求めていく

ということが示されていましたが、今後の方向性として、これは、区内に開設されている共同生活援助事業所、身体、知的、精神問わず、全てのグループホームの法人に協力を求めていくという解釈でよろしいでしょうか。

（事務局）

周知が足りない部分もあるかと思いますが、今現在でなかなか協力を受けられていないところがあると思います。まずはやはり区の実組について知っていただき、協力いただける事業所を増やしていくという段階。まだ具体的にどこの法人へということは申し上げられる段階ではありませんが、いくつかの法人をピックアップして話をしているところです。

（委員）

ありがとうございます。

（会長）

その他、よろしいでしょうか。

（委員）

障がい特性により対応可能な短期入所等の施設が少ないという話がありました。例えば、知的障がいや強度行動障がいといった方が利用できる施設が区内では少ない中で、施設数を増やすという考えもあると思いますが、入所できる施設が少ないがどうしたら受け入れてくれそうか、その事業所自体が努力して設備投資をするのか、それとも何らかのバックアップを行政が整えるのか。例えば、音の過敏だったり、個室が必要だったり、クールダウンの場所が必要だったり、そのような方がいらっしゃって、そのようなところが無いことがとても負担になっています。例えば、災害のときもそのような大変な方が多いと思いますが、そのようなところで具体的に課題があって、サポートできる形を多面的に考えていらっしゃるかということを教えていただければと思います。

医療的ケアも同様で、施設として受け入れが難しいため医療機関と事前に契約を結んでおくことや、受入れに関するサポートとして行政が金銭的に援助するなどの形をやっていただけるのかということが一点です。

また、コーディネーターが地域にいるということも大事ですが、そのような実態の指数などを統括できるような場所を、都ではなく、より近い地元の

地域で考えていけるような、そのようなセンターがある地域もありますが、もっと柔軟に動けるサポート的なことのお考えを教えていただければと思います。

（事務局）

ご意見いただいたように、事業所の努力だけではなかなか難しい面もあるということをも十分認識しているところです。また、音に過敏に反応する方であったり、個々の場面によってどう対応や支援をしたらいいのかということとは、当然、それぞれ変わってくるかと思います。

どのように進めていくことが良いか、また、行政のサポートがこういった面で必要かということも含めて、今後さらに研究、検討させていただきます。また、お話を伺わせていただきながら考えていきたいと思っております。ただ、例えば、金銭的サポートをするなどの具体的な話ではまだできておりませんが、今後どのように進めていければ良いかというところを様々な角度から考えていきたいと思っています。

（委員）

ぜひ現場のニーズを聞いていただき、進めていただければと思いました。

（会長）

他はいかがでしょうか。

（委員）

障がいを持っている方のご家族に対しての周知の仕方をお聞きしたいと思います。

そもそも、こういったことの周知は区立福祉園の方を中心にされております。ここ最近、民間の作業施設が多く開設されていますが、新しい作業所だからといって保護者が若いわけではありません。高齢の方たちもいらっしゃって、中には介護サービスを受ける方たちもいます。そのようなことを考えて、区立福祉園の保護者向けだけではなく、区内の方たちと、特に高齢の方たちは作業所にもたくさんいらっしゃいますので、そのような方たちに対しても、このようなことが分かるような周知の仕方を、ぜひしていただきたいなと思います。

（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。

周知の方法として、やはり区域の方だけではなく、本当に必要な方のところに必要な情報が届くようにする必要があると思います。どのような方法が良いかも含めて一緒にご相談させていただき、できる限り皆様に伝わるような周知を考えていきたいと思います。ありがとうございます。

（会長）

ありがとうございます。それでは次、お願いします。

（委員）

今の委員のお話と同じ質問になりますが、スライド10番の「各機能のめざす姿・取組・課題」についてです。区を取組として様々な研修を企画・運営されております。例えば、実施したことの報告よりも、どの程度の人に参加したのか、そのようなことが大事かなと思うので、再生回数などといったものを示していただくという意見が一つ目です。

二つ目は、高次脳機能障がいの集合研修を終えたばかりのようですが、多くの支援者や住民の方に知っていただきたいので、情報提供の方法でしょうか。今、事業所に任されているような感じなのかなと思うのですが、区として、そのような情報提供の方法をどう考えてらっしゃるのか、例えばバナーを置かせてもらうなど、そのようなことは可能なのでしょうか。

（会長）

事務局、いかがでしょうか。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。

まず始めの質問で、実施したことよりも、どれだけ参加いただいたか、あるいは見ていただいたかというところが重要になってくるというところ、おっしゃるとおりだと思っております。今後、そのようなところの結果なども含めて、情報を共有していきたいと思います。よろしくお願いします。

もう一つ、ホームページのバナーについて、バナーは区全体の規則で決まっているため、利用することがなかなか難しいかなと思いますが、区のホームページでの周知等も含めて、どのようなやり方が良いかを研究していきたい

いと思っております。ありがとうございます。

(委員)

よろしくお願いします。

(会長)

その他、いかがでしょうか。

(委員)

今の前半のお話について、補足説明させてください。

研修の企画・運営は、基幹相談支援センターで行っております。委員がおっしゃられたとおり、具体的な方に見ていただいているわけではありません。各研修へ受講された方や動画の再生回数は、相談支援部会にて基幹相談支援センターの事業報告として、これまでさせていただいております。また、どの研修でもアンケートは必ず集計しており、集計結果を踏まえて次年度の取組を行っている中ではございます。ただ、なかなか皆様に伝わり切れていないなということは私自身も感じていることがあります。そのため、今回、強度行動障がいの研修のチラシを置かせていただきました。引き続き、区の支援者、ご家族様、利用者様に少しでも底上げできる、そのようなものの企画について検討していきます。

(会長)

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

(委員)

地域の方たちの理解ということで、スライド10番に「専門的な人材の確保」と書いてありますが、先ほどのチラシである強度行動障がいのセミナーは、比較的中級向けとのことで、専門の方が対象になると思います。

しかし、先ほどお話があった災害のときなどは、本当に浅くでもいいので、どのように関わったらいいのか、どのように見守ったらいいのか、どのようにご家族をサポートさせていただいたらいいのかという、障がいに関して地域の方たちにご理解いただく、あるいは民生・児童委員など地域において少し核になってくださる方にも理解いただくということがとても重要になると思っています。私も少々不勉強で申し訳ありませんが、そのような方々向けの研修など、あまりご負担にならないような形で見ていただけるような

公開の場などがあるかどうか気になりました。

それから、同じ観点から、板橋区障がい者計画の111ページ「（２）障がい児の地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制の構築」について、インクルージョンを推進するに当たり、保育所等訪問支援事業などを活用することや、障がい当事者の方からの発信により障がいのある人に対する理解を促進していこうと書かれておりますが、地域の方たちがどう理解していくかなどのプラスアルファが少ない印象を受けました。そのあたりを広げていくということが恐らく本当に大事になってきますし、発達障がいや知的障がいでお困りの方たちへの対応と同じことが、一般の子育てや対人関係においても、とても丁寧な対応になるのかなということで、障がい者支援が、子育て支援や親子関係形成支援、母子保健にも関わってきているところなので、そのようなところを誰でも理解していただけるような企画をしていただけたらいいなと思いました。

（事務局）

ご質問ありがとうございます。専門的にやっている方だけでなく、広く周知啓発が必要ということのご意見だと思います。ありがとうございます。

（委員）

先ほどの強度行動障がいセミナーに関して、専門的人材についてのお話がありましたが、本セミナーは、国が示しております地域生活支援拠点に求められる機能の一つで、そこに特化した形での内容になっております。委員がおっしゃられていた地域の方、全体に向けての相談や理解については、拠点の取組とは別に、障がい者福祉センターにて行っている研修がいくつかあります。記憶の中でとなってしまいますが、障害者差別解消法についての研修、精神障がいについてのセミナー、高次脳機能障がいについてのセミナーがあったと思います。こちらについては今年も、動画配信や対面という形で企画、実施しているところです。

また、先ほどもございました震災というキーワード、特に今年は1月1日にあったばかりですので、次年度に向けては、その視点も取り入ながら研修を企画していかなければいけないということを、私的に伺って感じたところでございます。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございました。

いろいろ実施されているものを、どのように一般の方たちに周知し、見ていただくかということも大事だと思いますので、前に進めていただければと思います。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、皆様からいただいたご意見等を運営会議へ反映いただき、また発展させていただければと思っております。

それでは、続きまして、報告事項の3点目です。

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討状況について

(事務局)

～ 資料4について、事務局より説明 ～

(会長)

こちらの報告事項について、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(委員)

ぜひ今後予定されている区職員向けの地域支援研修の中で、実際のケアカウンセラーとして活動されている方も講師として招いていただいたりという機会もつくっておりますが、より当事者の声を聞いていただく機会もつくっていただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

2月の研修だけで全てが終わるとは私どもも思っておりませんので、今回の研修の先に、やはり当事者の方のお声を聞けるような場についても検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。その他、よろしいでしょうか。

やはり当事者のお話を聞いて、どのように思われていて、どのような支援をしてほしいのかというところは、とても大事な声だと思います。関係者の

方のクローズドな形になるかもしれませんが、そのようなご意見等を伺う機会をぜひ企画いただければと思います。

それでは、こちらの案件についてはここまでといたします。

続きまして、報告事項の4点目です。また、この後の協議事項についても障がい者福祉計画の内容となるため、項番4の協議事項と併せて、事務局よりご説明をお願いいたします。

（４）板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）（素案）に対するパブリックコメントと区の考え方について

4 協議事項

板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）原案について

（事務局）

～ 資料5、資料6について、事務局より説明 ～

（会長）

ありがとうございました。

ただいまのご説明、パブリックコメントと区の考え方については、報告事項になっています。その次の障がい者福祉計画原案については、協議事項になっています。文量が多く、お目通しする時間も限られておりますが、ご質問やご意見等ございましたらいただければと思います。それぞれ委員の皆様に関係するセクションに関してでも結構です。

（委員）

パブリックコメントのところで、何点か学習障がいについてのご意見が出ていました。それに対する区のお考えのところで、学校へ相談してくださいということであったり、現時点での体制をご紹介されていたりと書かれている点についてです。支援の充実に努めてくださると書いてくださっておりますが、これまでも何度かお伝えしてきましたが、子ども発達支援センターなどでご相談を受けていると、そのまま支援がなく中学生になられている方が毎年何人かいらっしゃる状況があります。支援ができていない学校もあるかも

しれませんし、それが難しい学校もあるのかもしれない中で、支援があるものをどのように運営されているかの確認や、そのような中で何かしらの課題があるとしたら、恐らく担任の先生とかだけでは判断ができないと思いますので、学校側が相談しやすい体制をつくっていただくなど、課題をより具体的な形にし、うまく進めるようにしていただくことが大事なかと読ませていただきました。ぜひよろしくお願いします。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、今行っている支援が全てのところで行き届くようにするということは大切なことだと思います。教育委員会とも協力してまいります。今いただいたご意見も伝えながら、しっかりとした体制が取れるように進めていきたいと思います。

（会長）

その他、いかがでしょうか。

こちらのパブリックコメントと区の考え方については、ウェブなどに載せていくような形でしょうか。

（事務局）

今回、こちらの協議会で資料を出させていただいていますが、来月行われる区の健康福祉委員会にも報告する形になります。そのような会議体の資料として、またご意見等や区の考え方についてもホームページを使って出していくような形になろうかと思います。

（会長）

了解いたしました。その他、いかがですか。

（委員）

149ページ以降に区内施設について一覧があり、定員の数も書いてくださっていて見やすいなと思いましたが、2023年12月時点ということで、例えば区として施設数などを適宜確認しているものがあれば、そのURLなどを一緒に併記すると確認しやすいかなと思いました。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。確かに、事業所は経年で増えたり減ったりというところはあるかと思いますが。今は、東京都のホームページでまとめ

ている形にはなっているので、それも踏まえ、どのような表記が良いか、あるいは、この計画に載せるものかどうかも含めて検討させていただければと思います。

（会長）

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

他区の自立支援協議会にも出席させていただいており、この書面の中に入れるかどうかとは別の話になりますが、新しく入居されてきたり転居されてきた方にとっては、事業所の名称や場所などが分かりづらいこともあったりするので、地図に点在させてマッピングしていくようなものを出している区などもあります。それをこの中に盛り込むほうが良いかどうかは別の話ですが、そのようなものがあると自宅近くの事業所がすぐに分かったり、相談に行きたいけど遠くまで行くことはなかなか難しいので、近くに相談機能がある機関があったら行きやすくなったりするなど、マッピングみたいなものに取り組むことも一つの案かなと思いました。ご参考までに。

その他、いかがでしょうか。

（委員）

まず1点目が、69ページの117番、障がい者理解促進事業の実施についてです。障がい当事者を講師とし、とありますが、講師をできない障がい種別もあります。例えば医療的ケアを必要とする方や、強度行動障がいをはじめとした知的障がいの方など、講師ができない方もいらっしゃるので、そのようなことの理解啓発もぜひ何かの機会、別の内容でもいいと思いますが、取り組んでいただきたいと思います。

2点目です。次期計画の検証までに時間がかかりますので、ぜひともこの自立支援協議会で実施、うまくできているのか、進捗はどうかというところを検討していく場にしていきたいなと思っております。併せて、部会について、資料1にも年間の日にちが出ていますが、自立支援協議会を開催することがなかなか難しい状況であれば、例えばメールでの意見交換でもいいと思いますが、対面が難しければご検討いただいて、部会でももう少し様々な意見が出るような形で開催していただきたいと思います。

3点目です。先ほども地域生活支援拠点についてなどは区立福祉園を中心

に周知されているという話をしましたが、一般区民の方に対しての周知の仕方が、なかなか届いていないような気がします。地域には様々な障がいの方がいることを町会の方などに届いてほしい。動画などを作成して見ていただきたいなどの意見もあったと思いますが、このようなものを作っていること自体がなかなかうまく伝わっていないと思います。周知の仕方を検討していただき、一般区民の方が分かるような状況にしていいただきたいと思います。令和6年度から民間企業の方々も障がい者差別解消法というところが影響してくると思いますので、一般区民の方にも分かっていただけるような形で周知していただきたいと思いました。

（会長）

ありがとうございます。事務局、お願いします。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。

先ほどの、当事者が講師になれないような面も当然あろうかと思います。そのような場合でも、当事者の方のご意見や想いなどを伝えられるような方向で考えていきたいと思います。その際にはまたご協力お願いいたします。

また、一般区民の方への周知については、委員がおっしゃられたように、来年度の4月から障害者差別解消法の改正により、民間企業にとっても合理的配慮の提供が義務化される動きがあるため、周知していくべきことはあろうかと思っております。

私もここに来て1年足らずですが、周知が足りていないことは非常に実感しているところでございます。どのような媒体が良いか、例えばチラシなどを作って見ってもらう方法もあろうかと思いますが、それだけでは恐らく足りないと思いますので、できるだけ皆様に知っていただけるよう、努力していきたいと思っております。ありがとうございます。

（会長）

その他、いかがでしょうか。

（委員）

今のお話と通じるところがありますが、計画原案の133ページから資料編までにおいて、障がいのある人への区民の対応や理解度について、約半数の

方が、理解が足りていないと回答されています。この計画自体が区民の方々も知ることにより、どんな障がいの方が、どのような分野で、どのようなものを必要としているかを周知していただき、冊子としては厚いものであるため、恐らく概要版など見ていただけるような工夫もされながら、まずはこれだけしっかり作っていただいている資料を、より多くの区民の方に見ていただける環境をぜひつくっていただきたいと思いますと思っています。

また、この計画を作成するに当たっては、国の様々な基準等も含めて、よく取り入れてくださっていると思う反面、そこをきちんと進めていくためには、全国でも設置していることが珍しい当事者部会や当事者の意見等がとても貴重な実績になろうかと思しますので、そこを区として各部会をうまくまとめていくことは今後もやっていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。

昨年、計画策定に当たってのニーズ、実態を調査させていただいたとき、理解が足りていないというご意見が多いということは私も実感しているところです。そのため、やはり理解していただく。他の方、当事者ではない方にも理解していただくことは非常に大切なことだと思っていますので、ぜひそこは力を入れていきたいと思っています。

協議会の部会については、今までは、6つの部会それぞれが独立して運営していたところを、今年度から少しずつ連携して動くような形も取らせていただいていると思います。そのようなことをさらに進め、当事者の方の意見を取り込めるような形の運営ができるように努力していきたいと思っています。ご意見ありがとうございます。

（会長）

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

（委員）

感想になるかもしれませんが、例えば、障がい者避難所にスムーズに障がい者が集まれる、そのような場所が欲しいと思っています。

（会長）

いかがでしょうか。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。今年、元日に大きな地震があり、お話を聞く中では、まだ状況も安定しなく大変な状況にあるということを聞いております。そのような中、障がいのある方に情報が入らないなどのお話も聞いており、まだ十分に支援が行き届いていないというところもありますし、すぐ避難できる体制というものも、まだまだ不十分だと思っております。防災部門と連携を取りながら、少しずつでもより良いものになるよう、頑張っていきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

（会長）

どうもありがとうございました。その他、いいでしょうか。

（委員）

資料4の96ページ「意思疎通支援事業」についてですが、まず対象者というか、手話相談員といった支援者が少ない、多くないということがあると思いますが、失語症者向けの意思疎通支援をする方がおります。研修を受講いただき、そのような専門者を増やしている状況なので、できたら、そのような失語症者向けの意思疎通支援事業ということも、今後、検討されていただきたいと思います。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。

様々な分野でまだまだ支援が足りていないところは私ども認識しております。それぞれ少しでもより良くなるよう、また、充実させていきたいと思っておりますので、そのような分野についても研究などさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

（会長）

ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もしこの後、気になる点などがございましたら、事務局へお伝えいただければと思います。

それでは、報告事項と協議事項は以上とさせていただきます。
続きまして、5のその他です。

5 その他

(会長)

委員の皆様から、この場で共有したい事項やご意見等ないしはご質問等ございましたら、挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。情報提供という形でも結構です。よろしいでしょうか。

(意見・質問等なし)

ありがとうございます。それでは、協議事項、報告事項等を終了したいと思います。

委員の皆様におかれましては、時間の都合上、本日伝え切れなかったご意見や追加のご意見などがございましたら、2週間後の2月9日金曜日までに、事務局へメールにてお知らせいただければと思います。

それでは、閉会のご挨拶を副会長にお願いできればと思います。

6 閉会

(副会長)

皆さん、お疲れさまでした。

各委員からコメントがあったように、1月1日の北陸での災害、なかなか表に出てこない、北陸で障がいのある方が、恐らく直面しているであろう課題が、将来起こっては困るけどもし当地域で災害が起きたときに、少なくとも事前に解決しておかなければいけない課題であろうと思います。そのためには、北陸で実際に実務されている行政の方や、あるいは各担当の方たちへ、まだ聞く段階ではないと思いますが、3月や4月になって聞ける段階になったところで、行政を通じてでも見えてきた様々な課題などを教えていただきながら、着々と板橋区においても準備をしていっているのではないかと考えています。

また、法に合わせた住宅の条例改正の件ですが、非常に大きな一歩だと思っております。平成28年に法が定められてから8年近くかかっております

が、令和3年の国からの周知で板橋区も合わせてということで、こちらについては肅々と周知されて、皆さんが使いやすい形になっていけばいいなと思います。

最後に、何人かの委員の方が指摘しておりました。支援者と当事者の認識の乖離などが報告書に入っておりましたが、様々な背景や意味があつての乖離だと思います。まずは、お互いの理解促進であつたり、周知の問題もあつたりだと思いますので、もしかしたら一般の方々にとっては、事例を通しての理解という方が自分事として考えることができ、分かりやすいのかなと思いました。

今回も各部会から事例を使ってという報告がありましたが、その事例を通して、こういう形で対応がありましたという、各過程の解決に必ず繋がるというわけではなりませんが、事例を通して理解を深めていく、違うことを新しく知っていただく、お互いに担うということは、非常に良い方法だと思います。また、このような時代ですから、初級編や中級編などという形で、動画で広がっていけばいいとも思います。

それから、地域包括ケアシステムという形で、様々な立場の方に知っていただくという意味では、区内の大学生に対し、大学の授業の1コマや企業やサロンなどで短時間で動画を見ていただければということを打診してみるとや、比較的元気な方が集まるサロンがありますけれど、必ずしも若年者だけの支援ではないと思いますので、これから元気な高齢者が増えていく中で、そのようなサロンでの周知ということも一つの方法かなと思います。様々な形でぜひ動画を使いながら、どんどん機会が増えればいいかなと思いました。

（会長）

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第3回の協議会の予定されていた議題は全て終了となります。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

（事務局）

本日はどうもありがとうございました。

	今年度は計画策定年度ということもあり、自立支援協議会では計画の策定に関してなども含め、ご審議いただきありがとうございます。 また、来年度から法改正等もあり、周知に対してもしっかりと取り組んでいかなければいけないということは私どもも思っておりますし、本日、ご意見いただいたところでもあります。本当にありがとうございます。 来年度からは、今回ご審議いただいた計画やご意見を基に実施していくこととなりますが、先日開催した障がい者福祉計画策定委員会でも様々なご意見をいただきましたが、計画を作って終わりではなく、実効性のあるものにしていくことが大切だと思っております。計画に沿ってとなりますが、区の障がい福祉政策を着実に進めていきたいと思っております。今後も皆様のお力添えをより一層いただければと思います。本当にありがとうございます。 また、先ほど会長からもありましたが、何かご意見ありましたらぜひ再来週の金曜日までにご意見いただければと思います。 今年度、この協議会は本日が最後となります。お忙しい中、沢山のご意見をいただきましてありがとうございます。来年度も頑張ってお参りますので、ご協力、お力添えよろしくお願いいたします。 それでは、以上をもちまして、令和5年度第3回板橋区地域自立支援協議会を閉会させていただきます。 本日はお忙しい中、ありがとうございました。
所管課	福祉部障がい政策課自立支援係 (電話：３５７９－２０８９)